

第 8 章 化 学 物 質

1 ダイオキシン類の概況

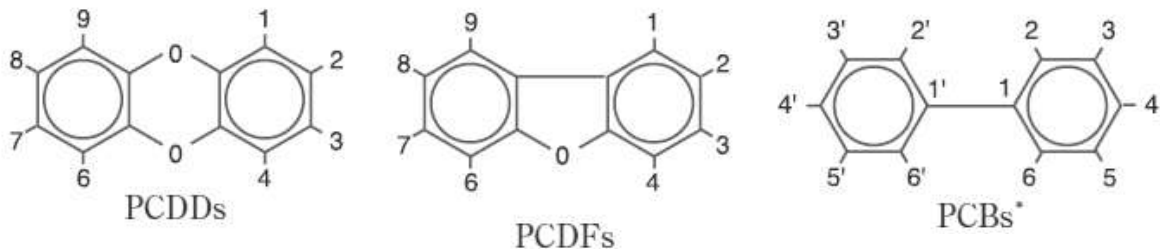
市内の大気、水質、底質及び土壌中のダイオキシン類濃度を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき調査を実施したところ、すべての調査地点（17 地点）で環境基準を達成しました。また、法に規定する特定施設を設置している事業場等への立入検査の結果、検査したすべての事業場（4 事業場）で排出基準を下回っていました。

2 ダイオキシン類汚染防止対策

(1) ダイオキシン類とは

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称と定義されています。

これらは、物質の燃焼や化学物質の合成などの過程で副産物として生成され、環境中ではきわめて安定しています。強い毒性を持っていますが、私達が日常生活の中で摂取するダイオキシン類の量は極微量です。日本全国の排出総量も、平成 26 年には平成 9 年と比べて約 98%削減されており、環境基準も概ね達成されています。



※ 1～9及び2'～6'の位置には塩素又は水素が付いているが、塩素の数や付く位置によっても形が変わるので、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間がある(これらのうち毒性があるとみなされているのは29種類。)

(2) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類は人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、当該物質による環境汚染の防止及びその除去等をするため、「ダイオキシン類対策特別措置法（以下、この章において「法」という。）」が制定され、平成 12 年 1 月から施行されました。

本市では、平成 10 年度から環境中のダイオキシン類の調査を行ってきましたが、平成 12 年度以降は法に基づく常時監視を実施しています。

また、特定施設の設置者による自主測定結果の報告が義務づけられたことから、設置者に対して自主測定結果の報告を求めるとともに規制値の遵守を指導しています。

なお、報告を受けた自主測定結果は、環境調査結果とともに毎年公表しています。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等

1 耐容一日摂取量(TDI)・・・人が生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日体重 1kg 当たりの摂取量。

$$4\text{pg-TEQ}/\text{体重 kg}/\text{日}$$

(現在の日本人の平均的な摂取量は 1.06pg-TEQ/kg/日程度)

2 環境基準(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正:平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号)

	大 気 (pg-TEQ/m ³)	水 質 (pg-TEQ/L)	土 壤 ※1 (pg-TEQ/g)	水底の底質※2 (pg-TEQ/g)
基準値	0.6 以下 (年間平均値)	1 以下 (年間平均値)	1,000 以下	150 以下

備考: 土壌については、基準値以内であっても 250pg-TEQ/gを超過した場合は汚染進行防止の観点から調査を行うことが適当であるとしている。

水底の底質の基準値は、平成 14 年 9 月 1 日から適用。

3 大気排出基準(特別措置法施行規則別表第一ほか)

(単位:ng-TEQ/m³N)

番号	施設設置年月日	H12.1.15～	～H12.1.14
	基準適用期間	H12.1.15～	H14.12.1～当分の間
1	焼結鉍の製造用焼結炉	0.1 以下	1 以下
2	製鋼用電気炉	0.5 以下	5 以下
3	亜鉛回収用焙焼炉等	1 以下	10 以下
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉等	1 以下	5 以下
5	廃棄物焼却炉	4t/時以上	0.1 以下
		2t/時以上～4t/時未満	1 以下
		50kg/時以上 2t/時未満	5 以下

4 水質排出基準(特別措置法施行規則別表第二ほか)

(単位:pg-TEQ/L)

番号	特定施設種類	基準
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10 以下
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	

番号	特定施設種類	基準
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	10 以下
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉(火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類(CFC 及び HCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

5 最終処分場の放流水の基準
 (ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令
 (平成 12 年 1 月 14 日総理府・厚生省令第 3 号))

放流水	10pg-TEQ/L
-----	------------

6 廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準(特別措置法施行規則第七条の二)

ばいじん、焼却灰その他の燃え殻	3ng-TEQ/g
-----------------	-----------

備考:平成 12 年 1 月 14 日以前設置の施設については、平成 14 年 12 月 1 日から適用。

3 ダイオキシン類一般環境調査

環境中のダイオキシン類濃度を把握するため、大気、水質、底質及び土壌の調査を平成10年度から実施しています。

平成29年度に実施した調査地点は、次のとおりです。

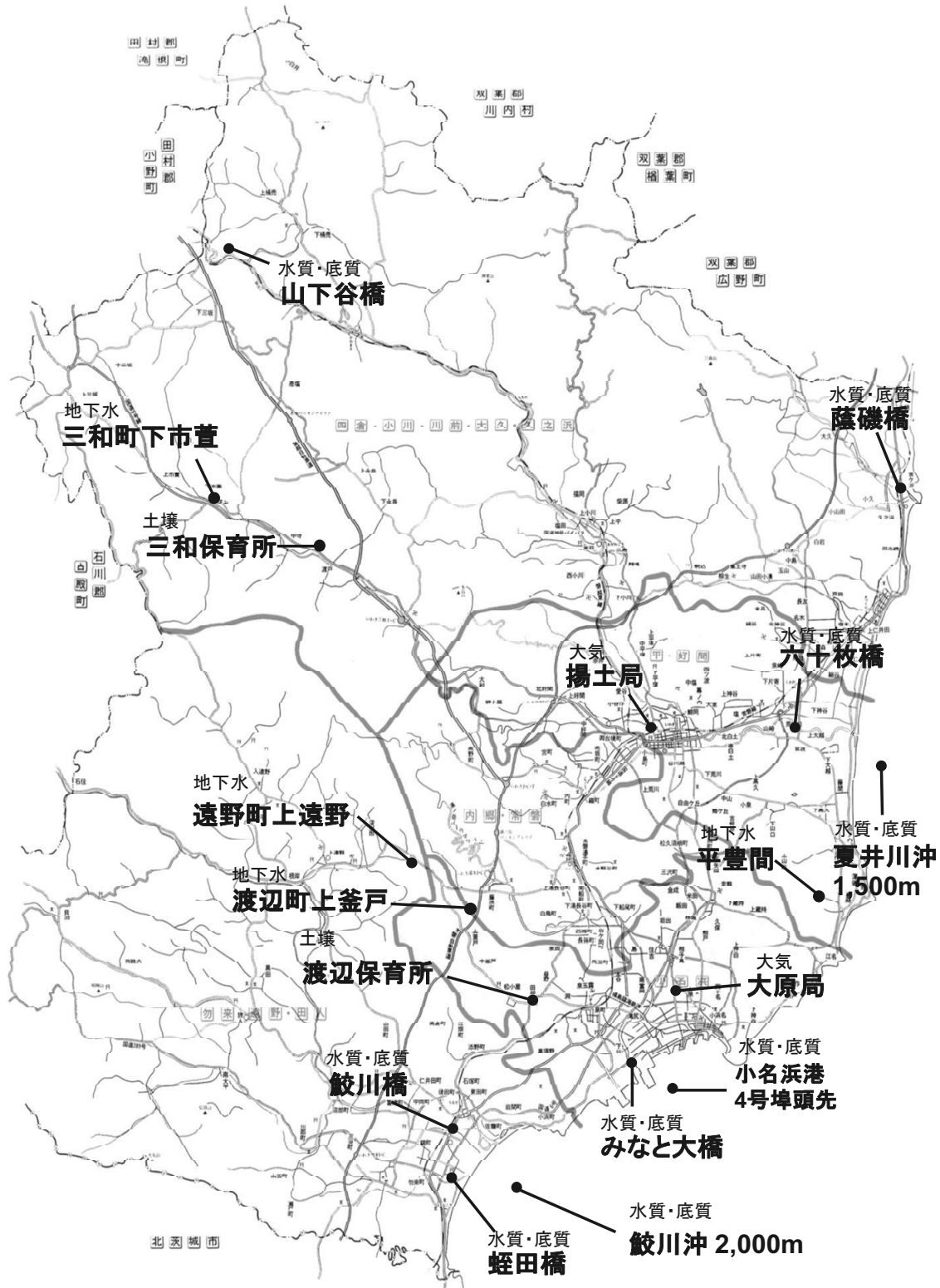


図8-3 平成29年度ダイオキシン類調査地点(一般環境:大気、水質、底質、土壌)

(1) 大気

一般環境大気中の濃度を把握するため、平地区と小名浜地区の2地点で調査しました。

調査の結果、大気中の濃度は0.0085及び0.011pg-TEQ/m³で、両地点で環境基準（年平均値で0.6pg-TEQ/m³以下）を達成しました。

【参考】平成28年度全国平均値：0.018pg-TEQ/m³

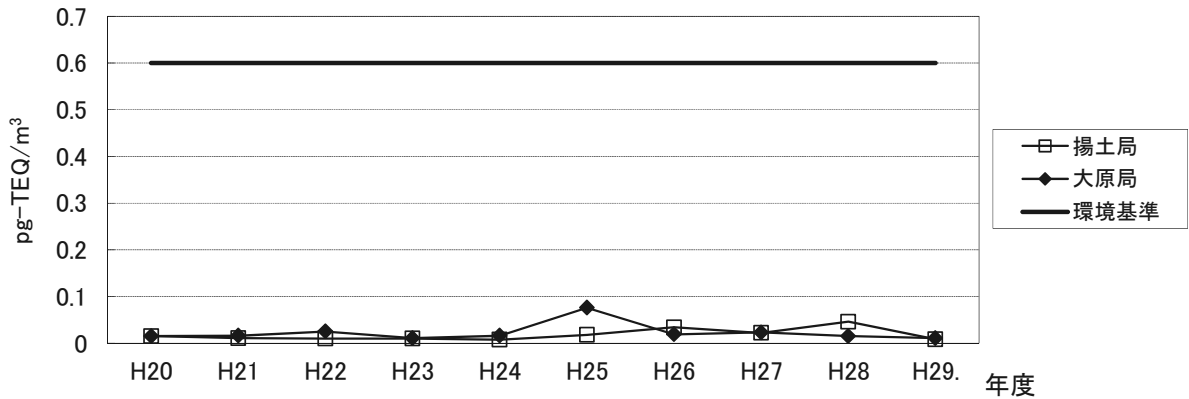


図8-3(1) ダイオキシン類大気濃度の経年変化

表8-3(1)-1 ダイオキシン類調査結果(大気)

(単位:pg-TEQ/m³)

調査区分	調査地点	調査年月日	調査結果	環境基準
大気	平揚土 (市立平第一小学校)	H29.7.4 ~ 7.11	0.0089	0.6以下 (年間平均値)
		H29.12.5 ~ 12.12	0.0080	
		年平均値	0.0085	
	小名浜大原 (市環境監視センター)	H29.7.4 ~ 7.11	0.012	
		H29.12.5 ~ 12.12	0.0094	
		年平均値	0.011	

表8-3(1)-2 ダイオキシン類濃度(大気)年平均値の経年変化

(単位:pg-TEQ/m³)

調査区分	調査地点	環境基準	年度										
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
大気	平揚土 (市立平第一小学校)	0.6以下 (年平均値)	0.015	0.011	0.010	0.010	0.0077	0.018	0.034	0.022	0.046	0.0085	
	小名浜大原 (市環境監視センター)		0.015	0.016	0.025	0.011	0.016	0.076	0.019	0.023	0.015	0.011	

(2) 水質

① 公共用水域

市内の河川6地点及び海域3地点で調査を実施した結果、年平均値は河川 0.091～0.65pg-TEQ/L、海域 0.059～0.11pg-TEQ/L で、すべての地点で環境基準（年平均値で 1pg-TEQ/L以下）を達成しました。

【参考】平成28年度全国平均値：0.21 pg-TEQ/L（河川）、0.068 pg-TEQ/L（海域）

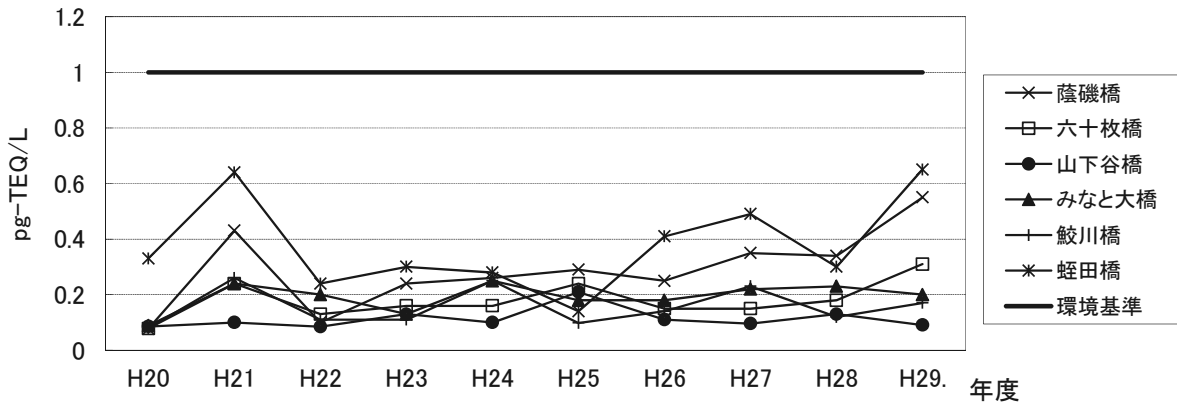


図8-3(2)-1 ダイオキシン類河川水質濃度の経年変化

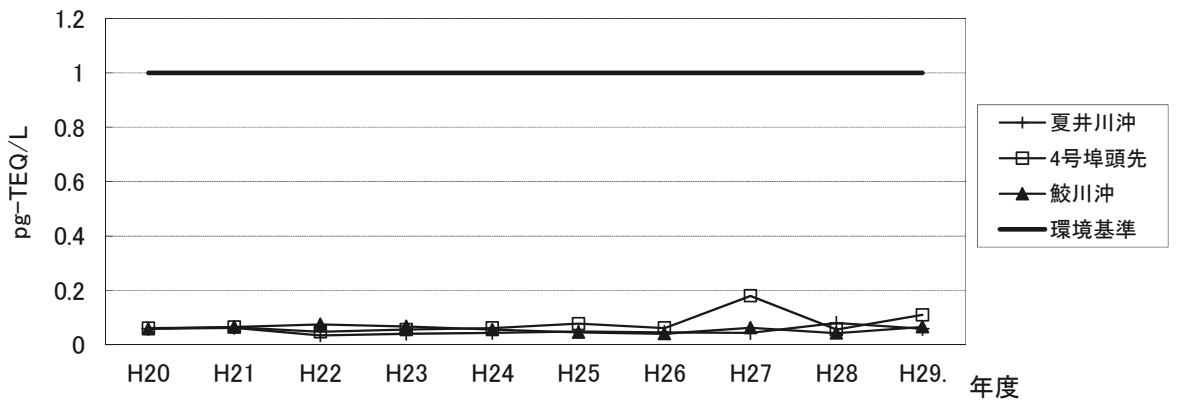


図8-3(2)-2 ダイオキシン類海域水質濃度の経年変化

② 地下水

市域を約 10km 四方のメッシュで 12 区分し、うち4地点で調査を実施した結果、地下水中の濃度は 0.048～0.070pg-TEQ/L となり、すべての地点で環境基準（年平均値で 1pg-TEQ/L以下）を達成しました。

【参考】平成28年度全国平均値：0.055pg-TEQ/L

表8-3(2)-1 ダイオキシン類調査結果(水質)

(単位:pg-TEQ /L)

調査区分	調査地点	調査年月日	調査結果	環境基準	
水質	河川	大久川 (蔭磯橋)	H29.5.24	0.55	1以下 (年間平均値)
			年平均値	0.55	
		夏井川 (六十枚橋)	H29.6.27	0.56	
			H29.11.17	0.054	
		年平均値	0.31		
		夏井川 (山下谷橋)	H29.6.27	0.13	
			H29.11.17	0.052	
		年平均値	0.091		
		藤原川(みなと大橋)	H29.5.24	0.20	
			年平均値	0.20	
		鮫川 (鮫川橋)	H29.5.24	0.17	
			年平均値	0.17	
	蛭田川 (蛭田橋)	H29.5.24	0.65		
		年平均値	0.65		
	海域	夏井川沖(約1,500m)	H29.7.26	0.059	
		小名浜港(4号埠頭先)		0.11	
		鮫川沖 (約2,000m)		0.066	
	地下水	平豊間地内	H29.6.15	0.070	
遠野町上遠野地内		0.052			
三和町下市萱地内		0.054			
渡辺町上釜戸地内		0.048			

表8-3(2)-2 ダイオキシン類濃度(水質)年平均値の経年変化

(単位:pg-TEQ /L)

調査区分	調査地点	環境基準	年度										
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
水質	河川	1以下 (年平均値)	大久川(蔭磯橋)	0.077	0.43	0.10	0.24	0.26	0.29	0.25	0.35	0.34	0.55
			夏井川(六十枚橋)	0.078	0.24	0.13	0.16	0.16	0.24	0.15	0.15	0.18	0.31
			夏井川(山下谷橋)	0.086	0.10	0.085	0.13	0.10	0.21	0.11	0.096	0.13	0.091
			藤原川(みなと大橋)	0.089	0.24	0.20	0.13	0.25	0.18	0.18	0.22	0.23	0.20
			鮫川(鮫川橋)	0.080	0.26	0.11	0.11	0.25	0.098	0.14	0.23	0.12	0.17
			蛭田川(蛭田橋)	0.33	0.64	0.24	0.30	0.28	0.14	0.41	0.49	0.3	0.65
	海域		夏井川沖(約1,500m)	0.059	0.063	0.035	0.041	0.044	0.049	0.046	0.044	0.08	0.059
			小名浜港(4号埠頭先)	0.061	0.065	0.048	0.056	0.062	0.078	0.062	0.18	0.056	0.11
			鮫川沖(約2,000m)	0.059	0.066	0.075	0.068	0.056	0.046	0.041	0.063	0.043	0.066

(3) 底質

市内の河川6地点及び海域3地点で調査を実施した結果、河川は0.13~4.7pg-TEQ/g、海域は0.16~2.9-TEQ/gで、すべての地点で環境基準(150pg-TEQ/g以下)を達成しました。

【参考】平成28年度全国平均値：6.4pg-TEQ/g(河川)、8.4pg-TEQ/g(海域)

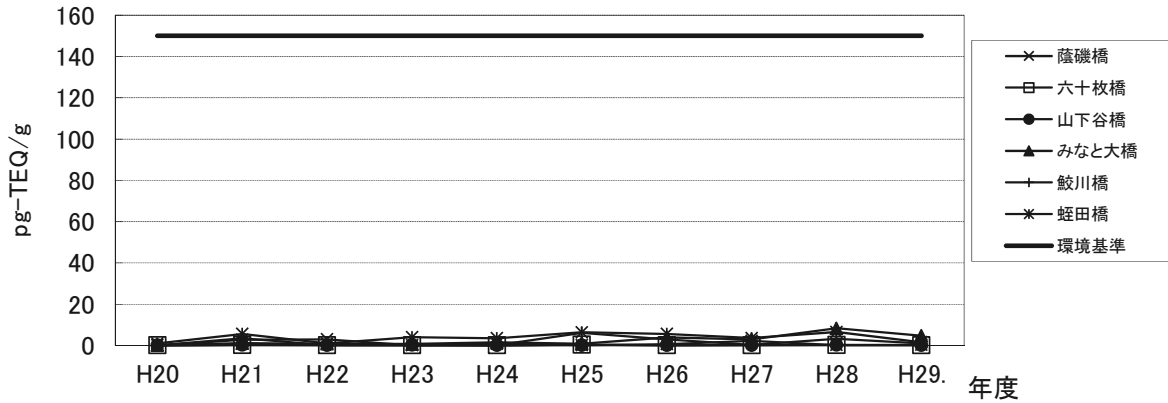


図8-3(3)-1 ダイオキシン類河川底質濃度の経年変化

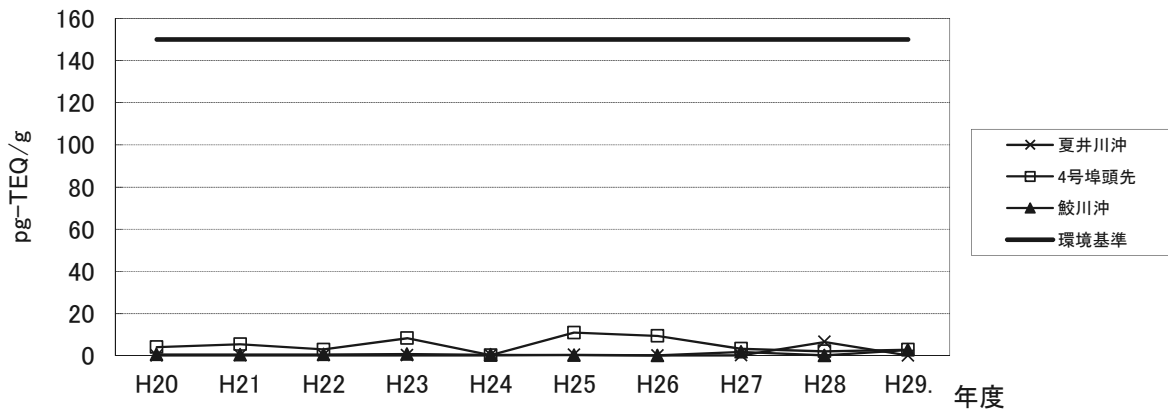


図8-3(3)-2 ダイオキシン類海域底質濃度の経年変化

表8-3(3)-1 ダイオキシン類調査結果(底質)

(単位:pg-TEQ/g)

調査区分	調査地点	調査年月日	調査結果	環境基準	
底質	河川	大久川(蔭磯橋)	H29.5.24	0.33	150以下
		夏井川(六十枚橋)	H29.6.27	0.14	
		夏井川(山下谷橋)	H29.6.27	0.16	
			H29.11.17	0.13	
		藤原川(みなと大橋)	H29.5.24	4.7	
		鮫川(鮫川橋)	H29.5.24	0.94	
	蛭田川(蛭田橋)	H29.5.24	1.6		
	海域	夏井川沖(約1,500m)	H29.7.26	0.16	
		小名浜港(4号埠頭先)		2.9	
鮫川沖(約2,000m)		2.8			

表8-3(3)-2 ダイオキシン類濃度(底質)の経年変化

(単位:pg-TEQ/g)

調査区分	調査地点	環境基準	年度										
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
底質	河川	150以下	大久川(蔭磯橋)	0.10	3.5	3.0	0.099	0.84	0.11	0.61	2.2	0.20	0.33
			夏井川(六十枚橋)	0.067	0.29	0.16	0.084	0.088	0.41	0.098	0.15	0.25	0.14
			夏井川(山下谷橋)	0.067	0.22	0.14	0.18	0.072	0.11	0.12	0.17	0.25	0.16
				0.078	0.21	0.15	0.24	0.084	0.11	0.090	0.16	0.12	0.13
			藤原川(みなと大橋)	0.16	2.8	0.74	0.67	1.5	0.87	3.9	2.9	8.3	4.7
			鮫川(鮫川橋)	0.069	1.1	0.16	0.32	0.16	6.1	3.0	0.36	3.2	0.94
	蛭田川(蛭田橋)		0.96	5.6	0.98	4.0	3.5	6.4	5.6	3.6	6.5	1.6	
	海域		夏井川沖(約1,500m)	0.13	0.23	0.19	0.18	0.18	0.46	0.14	0.20	6.6	0.16
			小名浜港(4号埠頭先)	4.1	5.5	3.0	8.3	0.28	11	9.4	3.3	2.1	2.9
鮫川沖(約2,000m)		0.58	0.51	0.59	0.80	0.47	0.29	0.14	1.8	0.17	2.8		

(4) 土 壤

一般環境中の濃度を把握するため、市内2地点で調査を実施しました。調査の結果、土壌中の濃度は0.00051~0.0033pg-TEQ/gで、すべての地点で環境基準(1000pg-TEQ/g以下)を達成しました。

【参考】平成28年度全国平均値:3.2pg-TEQ/g

表8-3(4) ダイオキシン類調査結果(土壌)

(単位:pg-TEQ/g)

調査区分	調査地点	調査年月日	調査結果	環境基準
土壌	一般環境	H29.7.14	0.0033	1,000以下
			0.00051	

4 設置者による自主測定結果

基準適用施設の設置者には、法により、年1回以上のダイオキシン類の測定とその結果の報告が義務づけられています。事業者から報告されたダイオキシン類の自主測定結果については、次のとおりです。

(1) 排出ガス

廃棄物焼却炉等からの排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.00000048～6.0ng-TEQ/m³Nの範囲内にあり、すべて排出基準値を下回りました。

(2) 排水

特定事業場からの排水中に含まれるダイオキシン類濃度は、0.00020～0.39pg-TEQ/Lの範囲内であり、すべて排出基準値を下回りました。

(3) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等のダイオキシン類濃度は、0～1.6ng-TEQ/gの範囲内であり、すべて処理基準値を下回りました。

表8-4(1) ダイオキシン類に係る排出ガスの自主測定状況

(平成29年度)

区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象煙突数 A	測定報告煙突数 B	測定未報告口数	測定実施率 (B/A)%	基準不適合口数
廃棄物焼却炉	19	27	22	20	2	91	0
その他の施設	2	5	5	5	0	100	0
合計	21(20)	32	27	25	2	93	0

※ ひとつの事業場で区分の異なる複数の施設を有している場合、それぞれを計上しているが、合計欄の()内は、重複している事業場を除いた数を示している。

※ 測定対象煙突数は、ダイオキシン類に係る排出ガスの測定を実施すべき煙突の数。(平成29年度休止中であった4施設については除外。)

表8-4(2) ダイオキシン類に係る排水の自主測定状況

(平成29年度)

区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象排出口数 A	測定報告排出口数 B	測定未報告口数	測定実施率 (B/A)%	基準不適合口数
廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設	9	24	9	9	0	100	0
その他の施設	3	13	3	3	0	100	0
合計	12(10)	37	12(10)	12(10)	0	100	0

※ ひとつの事業場で区分の異なる複数の施設を有している場合、それぞれを計上しているが、合計欄の()内は、重複している事業場を除いた数。

※ 測定対象排出口数は、ダイオキシン類に係る排水の測定を実施すべき排出口の数。

表8-4(3) ダイオキシン類に係るばいじん等の自主測定状況

(平成29年度)

区分	対象事業場数 A	測定報告事業場数 B	測定未報告事業場数	測定実施率 (B/A)%	基準不適合数
廃棄物焼却炉	13	13	0	100	0

※ 施設の構造上、ばいじん等が排出されない3事業場及び平成29年度休止中であった3事業場は対象外。

5 法令に基づく届出状況

法により、事業者がダイオキシン類特定施設の設置、変更や廃止等する場合には、届出が義務づけられています。

平成29年度末現在、事業場からの届出状況は、次のとおりです。

(1) ダイオキシン類排出ガスに係る特定施設（表8-5(1)）

法に基づく排出ガスに係る特定施設数は、32施設（20事業場）となっています。

(2) ダイオキシン類排水に係る特定施設（表8-5(2)）

法に基づく排水に係る特定施設数は、39施設（11事業場）となっています。

表8-5(1)
ダイオキシン類排出ガス施設設置状況
(平成29年度)

番号	施設名	施設数
1	焼結鉱の製造用 焼結炉	0
2	製鋼の用 電気炉	0
3	亜鉛回収用 焙焼炉	1
	亜鉛回収用 焼結炉	1
	亜鉛回収用 溶鉱炉	0
	亜鉛回収用 溶解炉	2
	亜鉛回収用 乾燥炉	0
4	アルミニウム合金製造用 焙焼炉	0
	アルミニウム合金製造用 溶解炉	1
	アルミニウム合金製造用 乾燥炉	0
5	廃棄物焼却炉	27
施設合計		32
届出工場等数		20

(備考) 施設番号は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一による。

表8-5(2)
ダイオキシン類排水に係る特定施設の届出状況
(平成29年度)

番号	施設名	施設数
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用塩素又は塩素化合物による漂白施設	0
2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	0
3	硫酸カリウム製造用 廃ガス洗浄施設	0
4	アルミナ繊維製造用 廃ガス洗浄施設	0
5	担体付き触媒製造用 廃ガス洗浄施設	0
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0
7	カプロラクタム製造用 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用水洗施設、廃ガス洗浄施設	5
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用ろ過施設、廃ガス洗浄施設	0
11	ジオキサンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設等	0
12	アルミニウム合金製造用焙焼炉等のガスの廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0
13	亜鉛回収用精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	6
14	担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	0
15	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	26
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設等	0
17	フロン類破壊用プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0
18	下水道終末処理施設	1
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1
施設合計		39
届出工場等数		11

(備考) 施設番号は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二による。

6 事業場等立入検査

本市では、法に規定する特定施設を設置している事業場等の排出ガス及び排出水を検査し、基準の遵守状況を確認しています。

検査結果は表8-6のとおりで、全ての事業場等で排出基準又は維持管理基準に適合しました。

表8-6 ダイオキシン類立入検査結果

(単位: 排出ガスng-TEQ/m³N、排出水pg-TEQ/L)

調査区分		事業場等名	調査年月日	調査結果	排出基準
法 (大気)	排出ガス	荒川化学工業(株)小名浜工場 (廃棄物焼却炉)	H29.9.22	0.000064	1
法 (水質)	排出水	(株)クレハ生産・技術本部いわき事業所 (クロロベンゼンの水洗施設等)	H29.9.22	0.49	10
その他 (水質)	排出水 (廃棄物処分場)	小野町一般廃棄物最終処分場 (最終放流口)	H29.6.27	0.00010	10 [※]
			H30.2.1	0.000010	

※ 小野町一般廃棄物最終処分場最終放流口排出水の基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準値。

7 PCB保管庫調査

昭和59年10月国鉄(当時)常磐線草野駅の構内において、停車中の貨物車両からポリ塩化ビフェニル(PCB)が漏洩する事故が発生しました。

PCBが付着した土壌、枕木等のPCB汚染物は、現在、久之浜町金ヶ沢小浜地内の東日本旅客鉄道株式会社のPCB保管庫で保管されています。

本市ではこれら汚染土壌等について、保管状況及びPCB漏洩の有無を確認するため、年1回保管庫の検査孔から土壌を採取し、漏洩状況の調査を行っています。調査結果は昭和60年の調査開始以来、土壌からのPCB検出はありません。

なお、PCB汚染物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、平成39年3月31日までに完全処理することとされています。

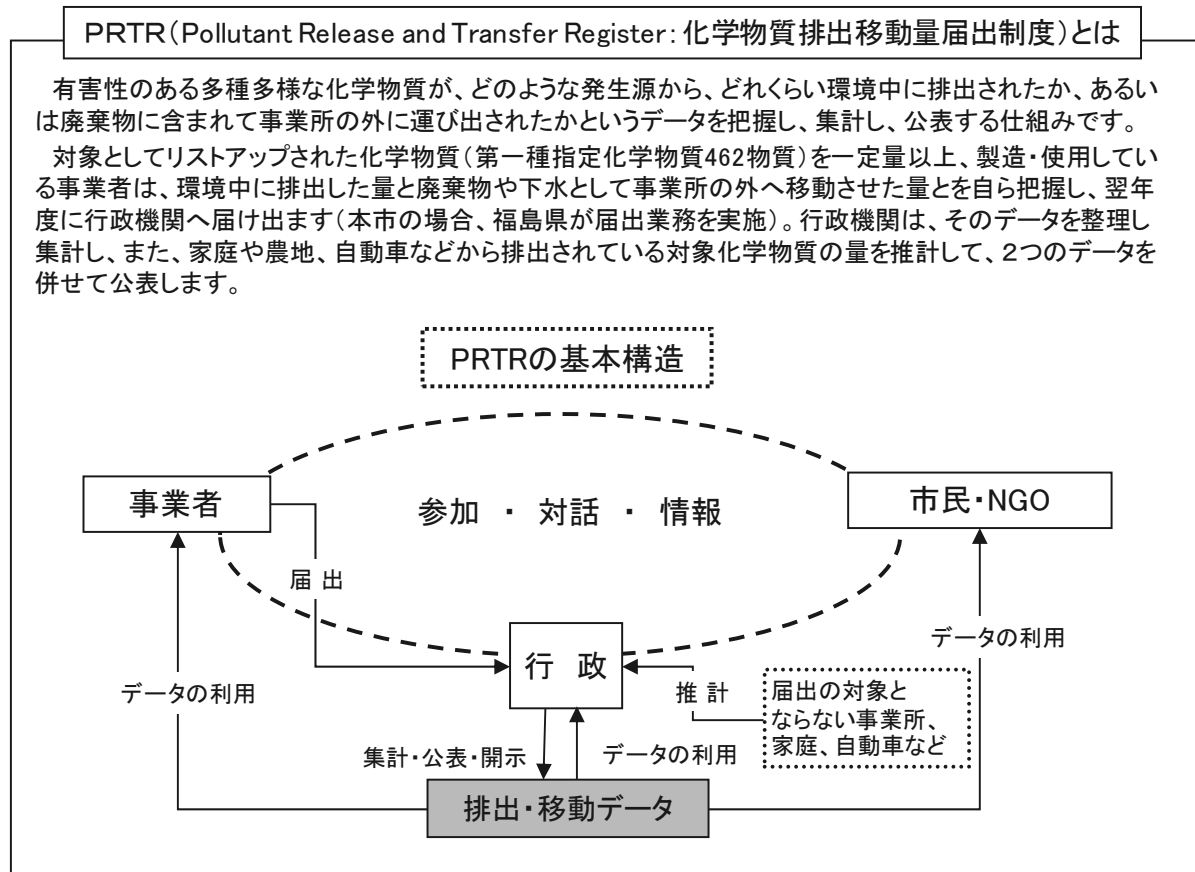
8 化学物質(PRTR対象物質)の排出状況

有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」が制定されました。

平成29年度に公表された「化学物質の排出量・移動量等のデータ」によると、平成28年度実績の届出があった市内事業所数は148であり、これら事業所からの届出排出量・移動量の合計は2,845トンとなっています。

また、届出排出量・移動量の多い業種は図8-8-1のとおりで、最も届出排出量・移動量の多い業種は化学工業となっています。

さらに、市内の届出排出量・移動量の推移は図8-8-2のとおりで、前年度と比較すると排出量・移動量ともには横ばいとなっています。



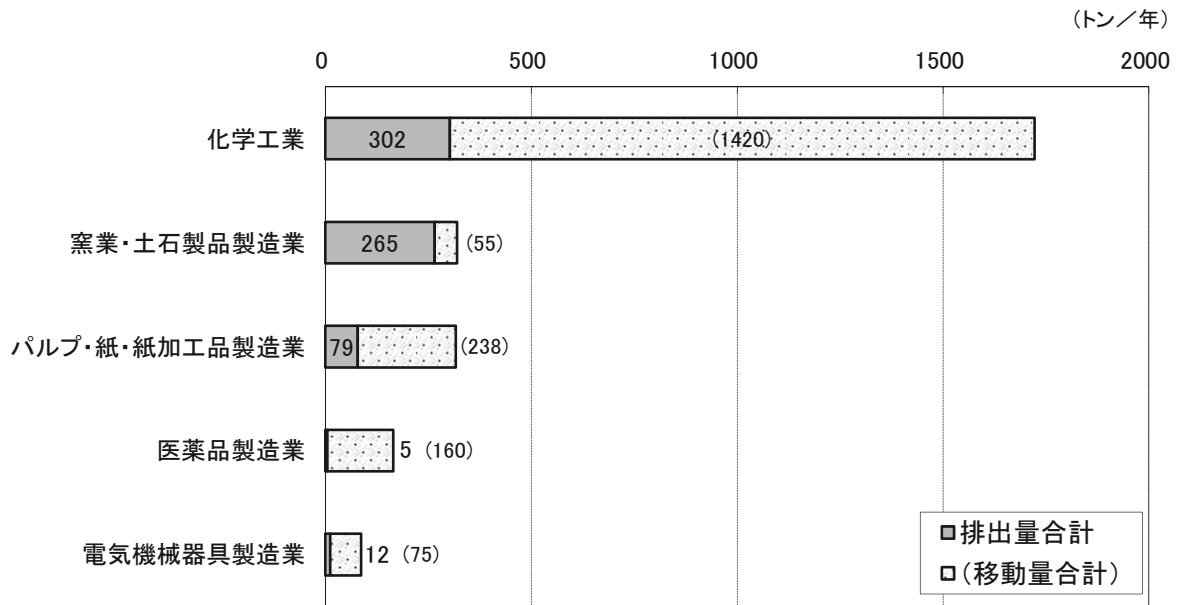


図8-8-1 平成28年度分 市内の業種別 排出量・移動量
(排出量・移動量合計が年間計50トン以上の業種を記載)

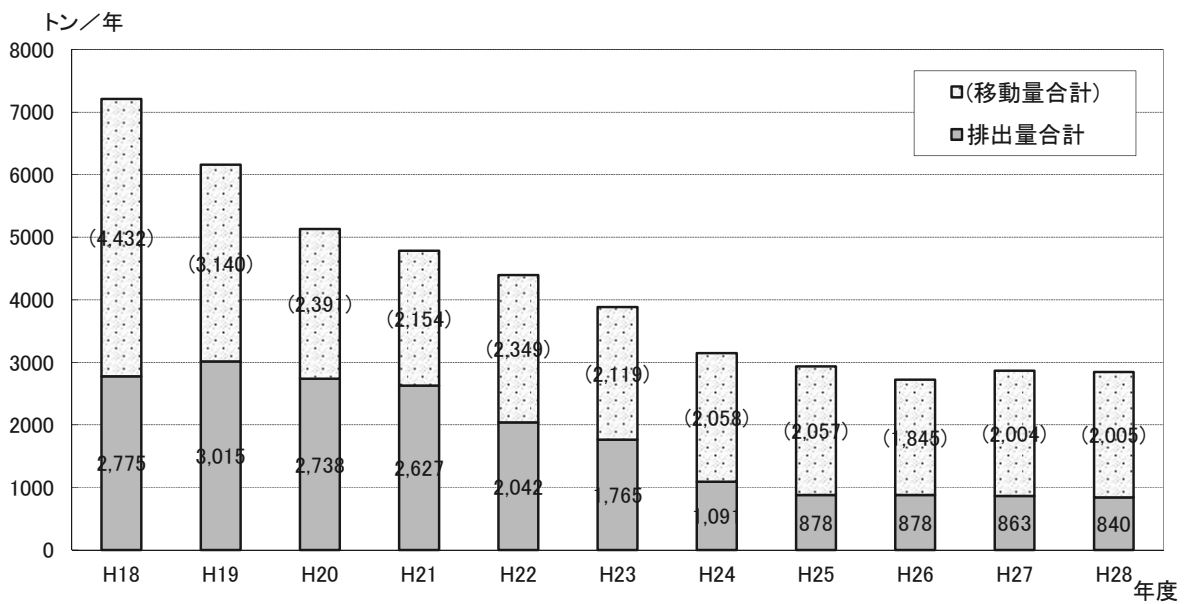


図8-8-2 市内の届出排出量・移動量の経年変化

第 9 章 公 害 苦 情

第9章 公害苦情

1 公害苦情の現況

平成29年度における公害苦情の申立件数は、通年で78件となりました。種類別の内訳は図9-1-1のとおりで、悪臭が29件（約37%）、騒音が23件（約30%）、大気汚染が14件（約18%）、水質汚濁が10件（約13%）、振動が1件（約1%）、その他が1件（約1%）となりました。

月別の苦情件数は図9-1-2のとおりで、これまでの傾向と同様に、春季から夏季にかけて増加し、秋季から冬季にかけて減少しました。

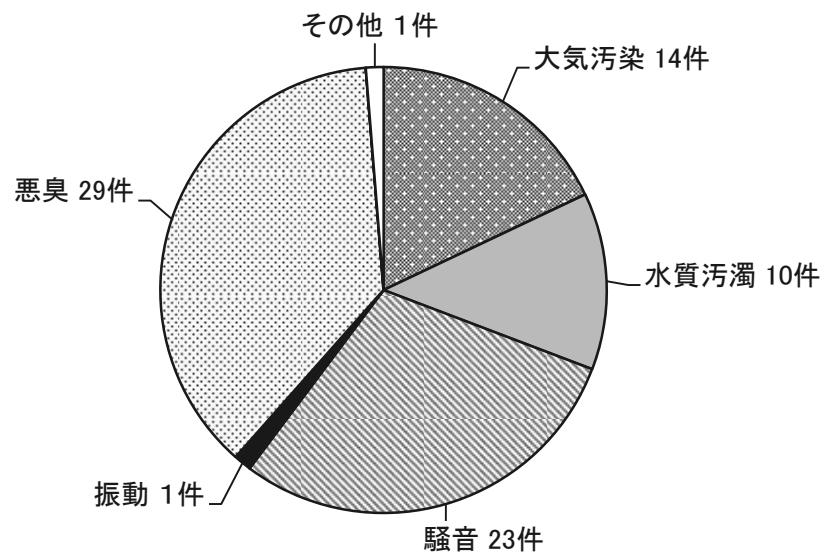


図9-1-1 公害の種類別件数の内訳

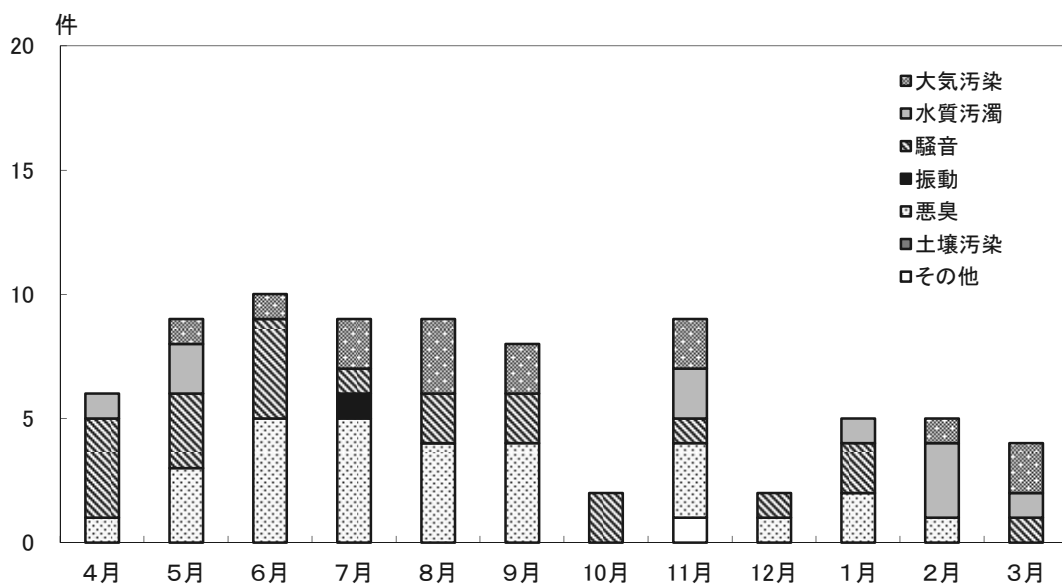


図9-1-2 発生件数の月別変化

2 公害苦情件数の推移

過去10年間の公害苦情発生件数は図9-2のとおりで、公害苦情件数は、ゆるやかに減少傾向を示しております。

公害等調整委員会事務局による平成28年度の全国集計によれば、全国の地方自治体に寄せられた苦情は約7万件にのぼっておりますが、このうち典型7公害が約4万9千件（約70%）を占めており、その内訳としては、騒音が最も多く全体の33%、大気汚染が30%、悪臭が20%となっています。

なお、典型7公害以外の苦情には、不法投棄、夜間照明などが考えられます。

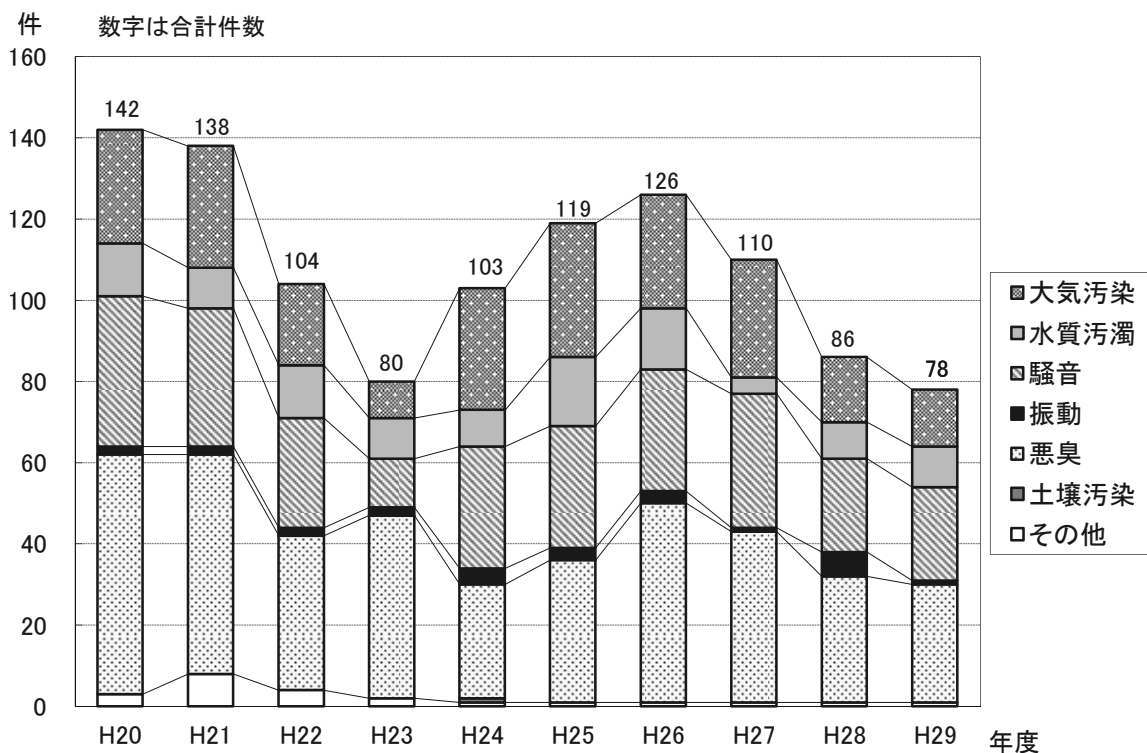


図9-2 過去10年間の種類別苦情件数

3 公害苦情件数の内訳

(1) 地区別苦情件数及び用途地域別苦情件数

地区別内訳は表9-3(1)-1のとおりで、苦情件数の多い地区としては、小名浜地区が30件（約39%）、平地区が12件（約16%）、勿来地区が10件（約13%）、遠野地区が7件（約9%）、好間地区が6件（約8%）、常磐地区が5件（約6%）、四倉地区が5件（約6%）、内郷地区が1件（約1%）、小川地区が1件（約1%）、川前が1件（約1%）となりました。

用途地域別の内訳は表9-3(1)-2のとおりで、苦情件数の多い地域としては、住居関係地域が30件（約39%）、工業関係地域が14件（約18%）、商業関係地域が7件（約9%）、市街化調整区域が15件（約19%）となり、都市計画区域外では12件（約15%）となりました。

表9-3(1)-1 発生地区別の件数

(平成29年度)

地区	件数	苦情の種類							
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他
平	12	3	4	3		2			
小名浜	30	5	3	7		15			
勿来	10	2		3		4			1
常磐	5	2		1		2			
内郷	1					1			
四倉	5	1	1	3					
遠野	7		1	1		5			
小川	1				1				
好間	6	1		5					
三和									
田人									
川前	1		1						
久之浜・大久									
合計	78	14	10	23	1	29			1

表9-3(1)-2 用途地域別の件数

(平成29年度)

地域	件数	苦情の種類							
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他
都市計画区域	66	14	8	19		24			1
第1種低層住居専用地域	3			1		2			
第2種低層住居専用地域									
第1種中高層住居専用地域	1	1							
第2種中高層住居専用地域	1					1			
第1種住居地域	22	2	3	6		11			
第2種住居地域	3		1	2					
準住居地域									
近隣商業地域	1	1							
商業地域	6			3		3			
準工業地域	5	2		2		1			
工業地域	7	3		2		2			
工業専用地域	2		1			1			
市街化調整区域	15	5	3	3		3			1
都市計画区域外	12		2	4	1	5			
合計	78	14	10	23	1	29			1

(2) 被害の種類別苦情件数

被害の種類別内訳は表9-3(2)のとおりで、「臭い・騒がしい」などの感覚的・心理的な被害が多く、78件中77件(約99%)を占めました。

表9-3(2) 被害の種類別公害苦情件数経月変化

(平成29年度)

被害の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
健康													
財産			1										1
動物													
植物													
感覚心理	6	9	9	9	9	8	2	9	2	5	5	4	77
その他													
合計	6	9	10	9	9	8	2	9	2	5	5	4	78

(3) 発生源別苦情件数

発生源別の苦情件数は表9-3(3)のとおりで、事業活動に伴い騒音、大気汚染及び悪臭などの苦情を生じやすい農業、建設業や製造業が多い傾向が見られました。

その他、発生源が特定できないもの、家庭生活などに起因するものは、17件(約22%)となりました。

4 公害苦情への取り組み

公害紛争の歴史は古く、昭和30年代後半には高度経済成長の中で大気汚染や水質汚濁などといった公害が大きな社会問題となりました。そのような時代背景から、国では公害紛争を迅速かつ適正に処理していくため、昭和45年に「公害紛争処理法」を制定し、公害苦情の処理業務を制度化しました。

本市では、同法に基づき「いわき市公害苦情相談員設置要綱」を定め、「公害苦情相談員」を環境企画課、環境監視センター及び各支所に設置し、市民からの公害苦情に関する相談に応じ、必要な調査、指導及び助言を行っています。

また、市民が健康で文化的な生活を営むため、公害等の未然防止に努めるとともに、近年、複雑多岐にわたる苦情等に対処するため、関係機関と連携を図りながら、生活環境の保全等に努めています。

表9-3(3) 発生源別の件数

(平成29年度)

大分類	中分類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	計
農 業	耕種農業	2				1				3
	畜産・養蚕農業		1	1		6				8
	農業・園芸サービス業									
林 業										
漁 業										
鉱 業	金属鉱業									
	石炭、原油等の鉱業									
	非金属鉱業									
建設業	総合工事業	3		4					1	8
	その他の工事業	1		3						4
製 造 業	食料品、飲料等製造業		4	1		2				7
	繊維工業									
	木材・木製品製造業	1		1		1				3
	パルプ・紙等製造業			1						1
	出版・印刷等製造業									
	化学工業	1				4				5
	石油・石炭製造業									
	プラスチック製品製造業									
	ゴム製品製造業									
	窯業・土石製品製造業			2	1					3
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1	2	3						6
機械器具製造業										
その他の製造業										
電気・ガス・熱供給業						1				1
水道業										
運輸通信業	鉄道業									
	道路旅客・貨物運送業			1						1
	その他の運輸・通信業	2								2
卸売小売	再生資源卸売業									
	卸売・小売業			1		1				2
	飲食店		2	1		1				4
	飲食店(カラオケ)			1						1
サービス業	洗濯・理容・浴場業									
	駐車場業									
	生活関連サービス業									
	旅館・その他の宿泊所									
	娯楽業			1						1
	娯楽業のカラオケ									
	ゴルフ場									
	自動車整備業									
	機械・家具等修理業									
	専門サービス業									
	廃棄物処理業									
	医療業・保健衛生									
	社会保険、社会福祉									
	教育、学術研究機関									
その他のサービス業				1						1
公 務										
発生源 発生場所	家庭生活	1								1
	家庭生活のうちペット									
	事務所									
	道路									
	空地									
	公園									
	神社、寺院									
	その他		1							1
不明	2		1			12			15	
合 計		14	10	23	1	29		1	78	

第 10 章 鉦 害

第 10 章 鉱 害

1 概要

本市の石炭産業は、江戸時代末期、片寄平蔵らによって採掘が開始されて以来、最盛期の昭和26年には、83炭鉱、2万3千人の鉱員を擁し、年産300万トン前後の採炭量を誇っていました。

しかし、石油エネルギーの普及により衰退の一途をたどり、昭和51年9月、常磐炭礦(株)西部鑛業所の閉山により終わりを告げました。

本市では、このように広く石炭の採掘が行われたため、浅い坑道の崩落によって陥没する、いわゆる浅所陥没の鉱害が毎年発生しており、国県等の関係機関と連携して復旧工事を実施しています。



2 浅所陥没復旧工事

浅所陥没復旧工事の年度別実施状況及び平成29年度に実施した浅所陥没復旧工事の施工状況は、次のとおりです。

表 10-2-1 浅所陥没復旧工事の年度別実施状況

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
箇所数	5	4	3	80	9	9	7	4	4	5
工事業費 (千円)	2,197	1,150	3,957	23,337	4,775	7,970	5,564	2,185	3,046	1,674

表 10-2-2 平成29年度浅所陥没復旧工事

(単位:千円)

No.	所在地	被害箇所	主な内容	事業費
1	三沢町北作・山玉町打越地内(3箇所)	宅地・道路	土工	626
2	勿来町酒井出蔵地内(1箇所)	道路	土工	702
3	常磐湯本町高倉地内(1箇所)	宅地	土工	346

第 11 章 環 境 影 響 評 估

第11章 環境影響評価

1 環境影響評価制度とは

環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施前に、住民、市町村、県等が参加する一連の手続を通じて、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

我が国の環境影響評価制度は、昭和59年に閣議決定された環境影響評価実施要綱などにより運用されてきましたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月から全面施行されました。

福島県では、平成3年7月に環境影響評価要綱を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、平成10年12月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の対象事業は、表11-1-1、2のとおりです。

2 いわき市における環境影響評価

平成30年9月末現在において、市内で環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に基づいて手続を実施している件数は13件で、その事業内容については表11-2のとおりです。

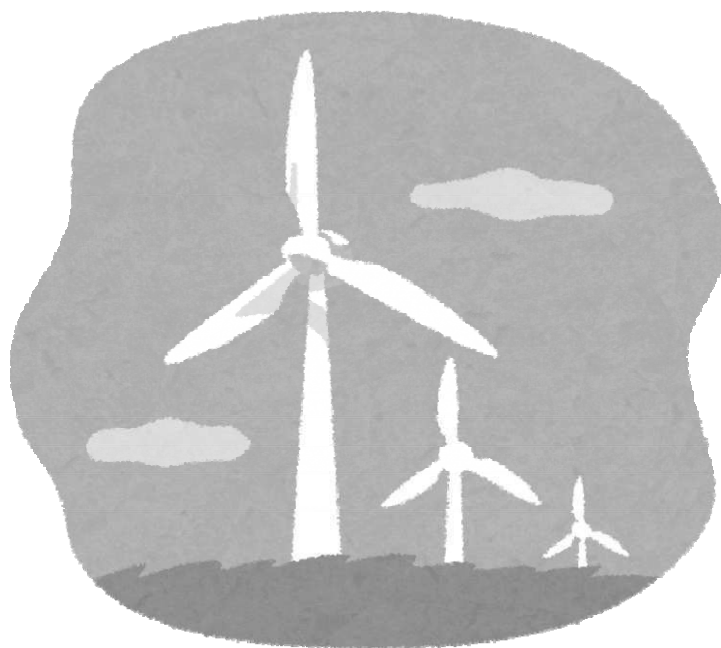


表11-1-1 環境影響評価法の対象事業

事業の種類		第一種事業 (必ず環境影響評価実施)	第二種事業 (判定により、必要な場合 環境影響評価を実施)
1 道路	高速自動車国道	すべて	
	首都高速道路など	すべて(4車線)	
	一般国道	4車線10km以上	4車線 長さ7.5km以上10km未満
	林道	幅員6.5m(2車線)以上 20km以上	幅員6.5m(2車線)以上 長さ15km以上20km未満
2 河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満
	堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満
	湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
	放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて	
	普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
	軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
4 飛行場		滑走路延長2,500m以上	滑走路延長1,875m以上2,500m未満
5 発電所	水力発電所	出力3万kw以上	出力2.25万kw以上3万kw未満
	火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	出力11.25万kw以上15万kw未満
	火力発電所(地熱)	出力1万kw以上	出力7,500kw以上1万kw未満
	原子力発電所	すべて	
	風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW以上1万kW未満
6 廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25ha以上30ha未満
7 公有水面の埋立て・干拓		面積50ha超	面積40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
10 工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
		首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づく工業団地造成事業に限る。	
11 新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
13 宅地の造成の事業 (8~12までを除く)		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
		(独)都市再生機構及び(独)中小企業基盤整備機構が実施するものに限る。	
○港湾計画		埋立・堀込み面積の合計300ha以上	

(備考)

1. 「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる。
2. 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象になる。

表11-1-2 福島県環境影響評価条例の対象事業

事業の種類		第一種事業 (必ず環境影響評価実施)	第二種事業 (判定により、 必要な場合環境影響評価を実施)
1 道路	一般国道、県道、 市長村道	4車線長さ7.5km以上	4車線長さ5.0km以上7.5km未満
	林道	幅員6.5m(2車線)以上 長さ15km以上	幅員6.5m(2車線)以上 長さ10km以上15km未満
2 河川	ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha以上75ha未満
	堰	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha以上75ha未満
	湖沼水位調節施設	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上75ha未満
	放水路	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上75ha未満
3 鉄道・軌道	普通鉄道	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
	軌道	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
4 飛行場		滑走路長1,875m以上	滑走路長1,250m以上 1,875m 未満
5 発電所	水力発電所	出力2.25万kw以上	出力1.5万以上2.25万kw 未満
	火力発電所 (地熱以外)	出力11.25万kw以上	出力7.5万kw以上11.25万kw未満
	火力発電所(地熱)	出力7,500kw以上	出力5,000kw以上7,500kw未満
	風力発電所	出力7,000kw以上	
		最大排出ガス量10万Nm ³ /h以上又は 平均的な排出水量1万m ³ /d以上	最大排出ガス量7.5万Nm ³ /h以上10万Nm ³ /h 未満又は平均的な排出水量7500万m ³ /d以 上1万m ³ /d未満
6 廃棄物 処理施設	最終処分場	埋立地面積5ha以上又は 埋立容量25万m ³ 以上	
	焼却施設	焼却能力4t/時以上	
7 公有水面の埋立て・干拓		面積40ha以上	面積30ha以上40ha未満
8 土地区画整理事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
9 新住宅市街地開発事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
10 新都市基盤整備事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
11 流通業務団地造成事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
12 工業団地等の造成の事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
		製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用 に供する工場又は事業場に限る。	
13 宅地の造成の事業 (8から12までに掲げるものを除く。)		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
		実施主体を問わない。	
14 下水道終末処理場		敷地面積75ha以上又は汚泥焼却施設 4t/時	敷地面積50ha以上75ha未満
15 工場又は事業場の設置		最大排出ガス量10万Nm ³ /時以上 又は平均的な排出水量1万m ³ /日 以上	最大排出ガス量7万5,000Nm ³ /時 以上10万Nm ³ /時未満 又は平均的な排出水量7,500m ³ /日 以上1万m ³ /日未満
16 レクリエーション施設の建設		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
17 土石の採取		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満

(備考)

法律に基づく対象事業に該当する場合は、県条例の対象事業とはならない。

第11章 環境影響評価

表11-2 環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価実施事業

(平成30年9月末現在)

No.	区分	事業名/事業者	事業の種類	事業規模	配慮書 公告日	方法書 公告日	準備書 公告日	評価書 公告日	手続の進捗状況
1	法律	(仮称)CEF福島黒佛木ウインドファーム事業 /㈱クリーンエナジーファクトリー	風力発電所	発電所出力 65,000kW	/	H21.2.17	-	-	方法書手続終了
2	法律	(仮称)三大明神風力発電事業 /㈱ユーラスエナジーホールディングス	風力発電所	発電所出力 35,700kW	H26.10.21	H27.7.1	H28.7.29	-	準備書手続終了
3	法律	(仮称)田人風力発電事業 /㈱ユーラスエナジーホールディングス	風力発電所	発電所出力 21,600kW	H26.10.21	H27.7.1	H28.7.29	-	準備書手続終了
4	法律	(仮称)茨城風力発電事業 /インペナジー・ジャパン合同会社	風力発電所	発電所出力 最大60,000kW	H27.9.15	H28.6.16	H30.7.18	-	準備書手続中
5	条例	渡辺最終処分場第3期計画 /堺化学工業株式会社	産業廃棄物最終 処分場(管理型) の規模変更事業	埋立地面積:48,140㎡増加 埋立容量:1,031,782㎡増加	/	H28.9.16	-	-	方法書手続終了
6	法律	(仮称)阿武隈南部風力発電事業 /エコ・パワー株式会社	風力発電所	発電所出力 最大90,000kW	/	H29.1.13	H30.7.6	-	準備書手続中
7	法律	(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業 /JR東日本エネルギー開発㈱	風力発電所	発電所出力 最大47,600kW	/	H29.3.7	-	-	方法書手続終了
8	法律	(仮称)馬場山風力発電事業 /JR東日本エネルギー開発㈱	風力発電所	発電所出力 最大36,000kW	H29.3.21	H29.8.10	-	-	方法書手続終了
9	条例	廃棄物焼却施設更新事業 /いわき大王製紙株式会社	産業廃棄物焼却 施設の規模変更 事業	焼却能力 11.5t/h	/	H29.6.2	H30.8.28	-	準備書手続中
10	法律	(仮称)遠野風力発電事業 /アカシア・リニューアブルズ㈱	風力発電所	発電所出力 最大86,400kW	H29.7.28	H30.6.1	-	-	方法書手続中
11	法律	(仮称)神楽山風力発電事業 /JR東日本エネルギー開発㈱	風力発電所	発電所出力 最大78,200kW	/	H29.9.13	-	-	方法書手続終了
12	法律	(仮称)たびと中央ウインドファーム /㈱ガイアパワー	風力発電所	発電所出力 最大68,000kW	H30.8.17	-	-	-	配慮書手続中
13	条例	勿来四沢太陽光発電事業 /㈱一条メガソーラー	太陽光発電所	発電所出力 最大28,976kW	/	H30.9.12	-	-	方法書手続中

(備考) No.1及び7の事業は、事業実施区域と市域が隣接しているため、環境影響評価の対象区域となっています。
No.4の事業は、風力発電機の輸送にあたり、市内を通行するため、環境影響評価の対象区域となっています。

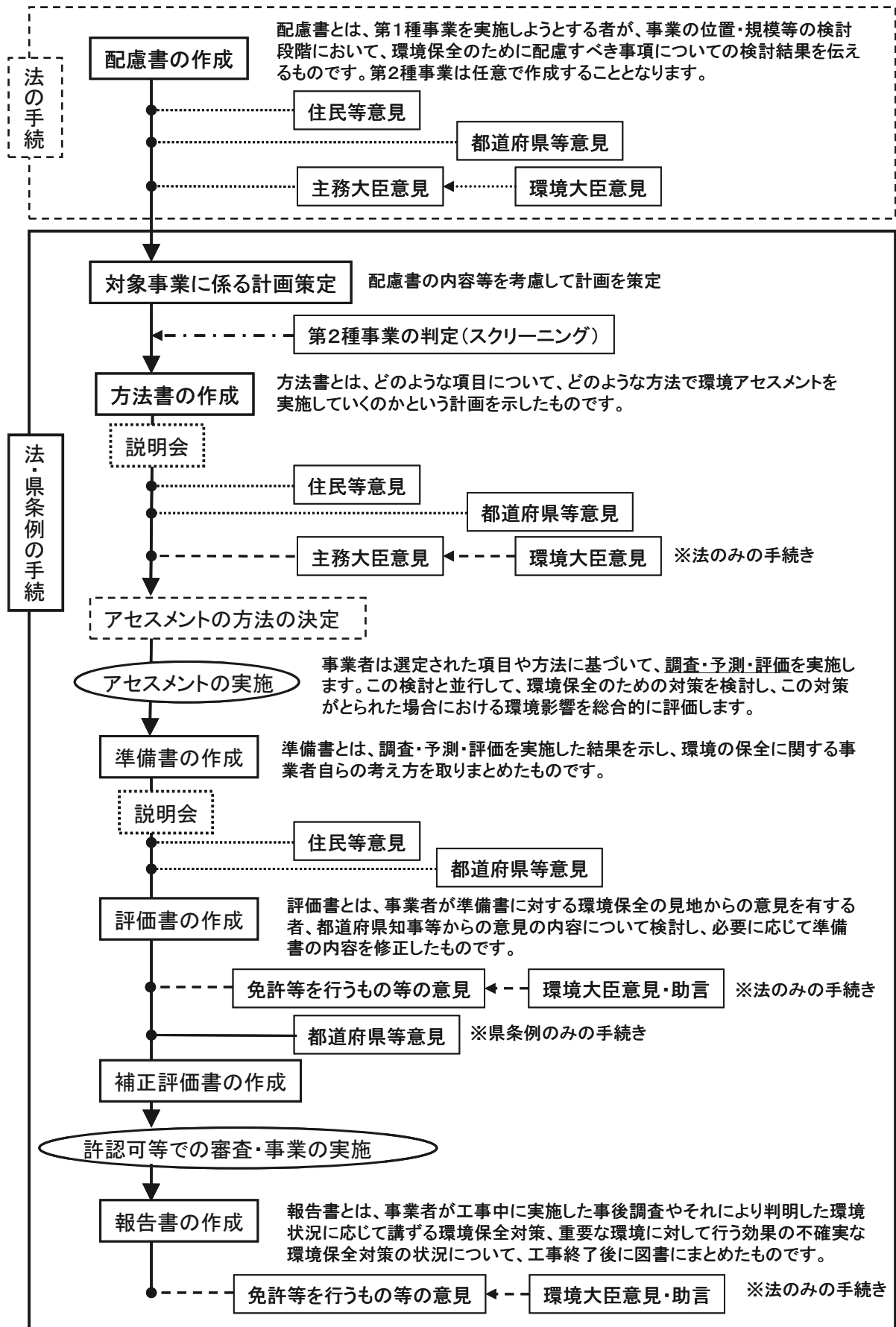


図 11-1 環境アセスメントの手続きの流れ

第 12 章 地 球 温 暖 化

第12章 地球温暖化

1 温室効果のメカニズム

現在の地球の平均気温は、14℃前後です。これは、二酸化炭素などの「温室効果ガス」のはたらきによるものです。

もし、温室効果ガスが全く存在しなければ、地表面から放射された熱は地球の大気を素通りしてしまい、その場合の平均気温はマイナス19℃になるといわれています。

このように、温室効果ガスは生物が生きるために不可欠なものです。しかし、近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これを「地球温暖化」と呼んでいます（出典：全国地球温暖化防止活動推進センター）。



2 温室効果ガス排出量の現状

日本は京都議定書に基づき、同議定書第一約束期間である2008年度から2012年度までの温室効果ガス排出量を基準年度（1990年度）から6%削減することが定められ、森林等吸収源なども加味すると5か年平均で8.4%削減となり、目標を達成しました。また、2013年に開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP19）において、2020年の自主的な削減目標を2005年度比3.8%減とすることを表明しています。さらに、2015年には、2020年以降の自主的な削減目標を2013年度比26%減（2005年比25.4%減）とすることを表明しています。

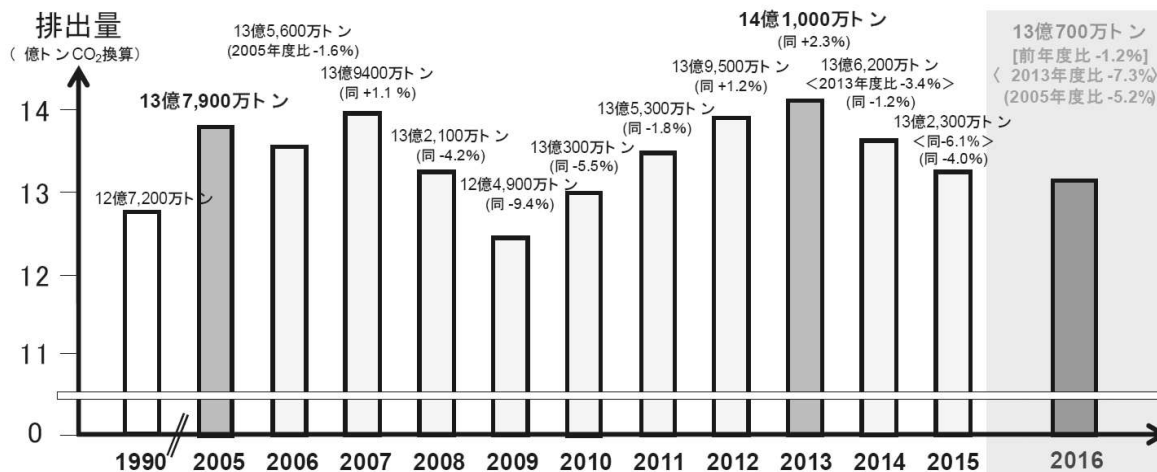
2015年に開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では、「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、すべての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

2016年度の日本の温室効果ガス排出量は13億700万トン（二酸化炭素換算）です。

部門別の二酸化炭素排出量の推移をみると、家庭部門のCO₂排出量は1億8,800万トンであり、2013年度と比べると8.3%（1,710万t-CO₂）減少しています。これは、エネルギー消費量の減少とともに、電力由来のCO₂排出原単位が改善したこと等によります。

業務その他部門（商業・サービス・事業所等）のCO₂排出量は2億1,400万トンであり、2013年度と比べると10.4%（2,500万t-CO₂）減少しています。これは、省エネによりエネルギー消費原単位（第三次産業活動指数当たりのエネルギー消費量）が向上し、エネルギー消費量が減少したこと等によります（出典：環境省「2016年度（平成28年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」）。

図12-2 日本の温室効果ガス排出量(平成28年度まで)



注1 「確報値」とは、我が国の温室効果ガスの排出・吸収目録として気候変動に関する国際連合枠組条約(以下「条約」という。)事務局に正式に提出する値という意味である。今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、今回とりまとめた確報値が再計算される場合がある。
 注2 今回とりまとめた排出量は、2016年度速報値(2018年1月9日修正・公表)の算定以降に利用可能となった各種統計等の年報値に基づき排出量の再計算を行ったこと、算定方法について更に見直しを行ったことにより、2016年度速報値との間で差異が生じている。
 注3 各年度の排出量及び過年度からの増減割合(「2013年度比」)等には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

3 いわき市の取り組み

(1) 再生可能エネルギー利用の推進

日本のエネルギー供給構造は、諸外国に比べ石油依存度及び輸入依存度が高く、エネルギー安定供給の観点からエネルギー源の多様化と国内自給可能なエネルギー源の比重を増すことが望ましいと考えられています。

また、太陽光や太陽熱、バイオマス等を活用した再生可能エネルギーは、地球温暖化対策に大きく貢献することから、本市では積極的な導入を図っています。

① 環境負荷軽減機器導入促進補助事業

平成13年度から、「住宅用太陽光発電システム設置費補助事業」を開始しました。

平成19年度から、太陽熱高度利用システム及び木質ペレットストーブを補助対象に加え、事業名を「環境負荷軽減型住宅整備費補助事業」としました。

平成24年からは、事業所等向け太陽光発電システムを補助対象に加え、事業名を「環境負荷軽減型住宅等整備費補助事業」としました。

平成28年度から、定置用リチウムイオン蓄電システム及び家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)を補助対象に加え、事業所等向け太陽光発電システム及び太陽熱高度利用システムを補助対象から外し、事業名を「環境負荷軽減機器導入促進補助事業」としました。

これまでの実績は、表12-3(1)-①のとおりです。

表 12-3(1)-① 本市補助制度の実績の推移

年度	太陽光発電(住宅用)				ペレット ストーブ	定置用リチウムイオン 蓄電システム			エネファーム 件数	
	補助単価 (千円/kW)	件数	規模(kW)			件数	件数	規模(kWh)		
			整備実績	補助実績				整備実績		補助実績
H13~H24	20~80	1,999	8,077.3	7,021.7	43	-	-	-	-	
H25	10	757	3,430.5	2,794.5	9	-	-	-	-	
H26	10	565	2,621.3	2,129.4	5	-	-	-	-	
H27	10	331	1,567.0	1,251.4	6	-	-	-	-	
H28	10	320	1,556.4	1,218.0	2	17	99.9	82.8	26	
H29	10	272	1,444.7	1,039.0	5	17	92.7	81.6	27	
合計	-	4,244	18,697.2	15,454.0	70	34	192.6	164.4	53	

年度	太陽光発電(事業所等用)				太陽熱 件数
	補助単価 (千円/kW)	件数	規模(kW)		
			整備実績	補助実績	
H13~H24	100	11	122.8	88.7	10
H25	30	2	9.0	9.0	3
H26	30	7	42.1	42.1	0
H27	30	1	9.8	9.8	0
H28	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-
合計	-	21	183.6	149.5	13

② 公共施設への再生可能エネルギーの導入

これまでの実績は、表 12-3(1)-②のとおりです。

表 12-3(1)-② 公共施設への再生可能エネルギー導入状況(平成 30 年3月末現在)

太陽光発電		
施設名	主な利用形態等	導入年度
新川東緑地公園トイレ	照明用電力	H7
クリンピーの家	照明用電力	H9
健康・福祉プラザ	照明用電力	H10
いわきニュータウン	売電(次世代都市整備事業)	H13~H14
総合保健福祉センター、フラワーセンター	施設内電力	H14
中央台東小学校、中央台公民館、常磐消防署	施設内電力	H15
田人ふれあい館、養護老人ホーム徳風園	施設内電力	H16
平第一小学校	施設内電力	H18
いわき文化芸術交流館アリオス、いわき清苑	施設内電力	H19
内郷第二中学校	施設内電力	H22
草野小学校	施設内電力 (防災拠点支援事業)	H26
泉小学校、久之浜中学校、玉川中学校、夏井川河川 防災センター	売電(屋根等貸し事業)	H26

太陽光発電		
施設名	主な利用形態等	導入年度
平四小、高久小、中央台北中、小名浜東小、江名小、湯本二小、湯本三小、御厩小、田人小学校、久之浜・大久ふれあい館、江名公民館、平体育館、総合体育館、南部アリーナ、勿来体育館、いわきサン・アビリティーズ	施設内電力 (防災拠点支援事業)	H27
久之浜東団地、四倉南団地、作町東団地、宮小学校、沼ノ内団地、薄磯団地、豊間団地、錦団地、関田団地	売電(屋根等貸し事業)	H27
平浄水場	施設内電力	H28
永崎団地、佐糠第一団地、佐糠第二団地	売電(屋根等貸し事業)	H28

太陽熱利用		
施設名	主な利用形態等	導入年度
養護老人ホーム千寿荘	浴室等への給湯	S56
三和ふれあい館	温風による床暖房	H10
四倉第二幼稚園	温風による床暖房	H12

風力発電		
施設名	主な利用形態等	導入年度
フラワーセンター	施設内電力	H15
いわきの里鬼ヶ城	施設内電力	H17

バイオマス(木質)熱利用		
施設名	主な利用形態等	導入年度
田人ふれあい館	ペレットボイラーによる給湯	H16
	ペレットストーブによる暖房	H20
田人おふくろの宿	ペレットストーブによる暖房	H16,H21,H22,H28
	ペレットボイラーによる給湯	H17
フラワーセンター	ペレットボイラーによる給湯	H16
	ペレットストーブによる暖房	H18,H27
内郷支所、小川支所	ペレットストーブによる暖房	H16
常磐学校給食共同調理場	ペレットボイラーによる給湯	H18
勿来支所	ペレットストーブによる暖房	H18
三和支所、高久公民館、養護老人ホーム千寿荘	ペレットストーブによる暖房	H19
いわきの里鬼ヶ城	ペレットストーブによる暖房	H19~22

バイオマス(木質)熱利用		
施設名	主な利用形態等	導入年度
遠野オートキャンプ場	ペレットストーブによる暖房	H20,H28
川前支所	ペレットストーブによる暖房	H23
江名小学校、川前中学校、好間中学校、勿来第二中学校、永崎集会所、後田集会所、関田集会所、金坂集会所、四倉13区集会所、中好間集会所	ペレットストーブによる暖房	H25
川前小学校	ペレットストーブによる暖房	H25,26
折戸集会所、本町集会所、折松集会所、四倉集会所、井手集会所、アンモナイトセンター	ペレットストーブによる暖房	H26
錦中学校、四倉小学校、小名浜第一中学校、内郷第二中学校	ペレットストーブによる暖房	H27
湯の岳山荘	ペレットストーブによる暖房	H29

バイオマス(下水汚泥)熱利用		
施設名	主な利用形態等	導入年度
北部浄化センター	消化タンク加温等	S49
東部浄化センター	消化タンク加温等	S44

バイオマス(廃棄物)熱利用		
施設名	主な利用形態等	導入年度
北部清掃センター	排熱を利用した施設内暖房・給湯など	S55～56
南部清掃センター	排熱を利用した施設内暖房・給湯など	H12

バイオマス(廃棄物)発電		
施設名	主な利用形態等	導入年度
南部清掃センター	施設内電力及び売電	H12
北部清掃センター	施設内電力	H29

(2) 省エネルギー対策の推進

○ 省エネアドバイザー派遣事業

市内在住のエネルギー管理士等の専門家を市省エネアドバイザーに登録し、事業所における省エネルギー対策を支援するために派遣しています。

効果的な節電の方法の周知や、手軽にできる節電対策の普及を通じて一層の省エネを図るもので、各事業所におけるコスト削減にもつながります。

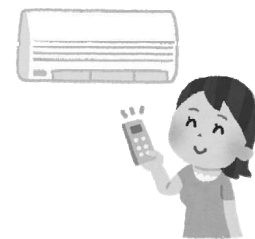
- ① 省エネ診断 : 省エネアドバイザーが各事業所を訪問しそれぞれの事業所に応じたエネルギーの効率的な運用を提案します。
- ② 省エネ講演会 : 省エネルギー対策について、省エネアドバイザーが事例を交えながら詳しく解説します。

表12-3(2) 省エネアドバイザー派遣実績

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数
省エネ診断	5		14		3		1		0		1	
省エネ講演会	1	14	1	30	2	40	1	10	0	0	1	64

☆ 身近にできる温暖化対策～CO₂削減のために～ 6つの取組み ☆

- ① 冷暖房で減らす
 - 暖房は20℃、冷房は28℃を目安に室温を管理しましょう（家庭、事業所）。
- ② 水の使い方で減らす
 - 風呂の残り水を、洗濯に利用しましょう（家庭）。
 - 雨水利用を促進しましょう（事業所、家庭）。
- ③ 交通・運輸で減らす
 - 近距離の移動は、自動車の使用を控えましょう（家庭）。
 - ノーマイカー通勤；・公共交通の利用を促進しましょう（事業所、家庭）。
- ④ 電気の使い方で減らす
 - 使用しない電気機器はコンセントを抜くなど、待機電力を削減しましょう（家庭）。
 - OA機器は待機・節電モードの活用を徹底しましょう（事業所）。
- ⑤ 買い物とゴミで減らす
 - 買い物袋（マイバッグ）を持ち歩き、省包装の商品を選びましょう（家庭）。
 - リサイクル商品、省エネ商品を積極的に採用しましょう（事業所、家庭）。
- ⑥ 行動の点検と見直しで減らす
 - 環境家計簿を活用しましょう（家庭）。
 - 環境マネジメントシステムの構築を推進しましょう（事業所）。



(3) 市の率先した環境配慮

～温室効果ガス排出抑制等のため公共部門が率先実して実行していること～

本市は、市域における事業主体として大きな位置を占め、自らが一事業者・一消費者として率先した環境配慮に取り組むため、平成10年4月に「いわき市循環型オフィスづくり行動計画」を策定しました。当計画は、逐次改定を重ね、平成28年2月の「いわき市環境基本計画」改定に際し、同計画へ統合しました。

職員一人ひとりがそれぞれの業務を通じて環境負荷のさらなる軽減を図っていきます。

○ 環境指標

環境配慮の進捗状況を点検するため、次の4つの環境指標を定めます。

① 市役所等における電気使用量

市の事務及び事業の実施に伴う電気使用量を目標年度である平成32年度までに基準年度（平成26年度）比で、約5%削減します。

基準年度（平成26年度）	→	目標年度（平成32年度）
93,779 千 kWh/年	△4,688 千 kWh/年	89,091 千 kWh/年

② 再生可能エネルギー率先導入件数

太陽光発電等の再生可能エネルギーの市有施設への導入件数を、基準年度（平成26年度）より増加を目指します。

基準年度（平成26年度）	→	目標年度（平成32年度）
73 件		増加を目指す

③ 紙（コピー用紙）の使用量

市（指定管理者制度導入施設を除く）の事務及び事業の実施に伴い使用される紙（コピー用紙）を、目標年度である平成32年度までに基準年度（平成26年度）比で約5%削減します。

基準年度（平成26年度）	→	目標年度（平成32年度）
230t	△11t	219t

④ 市本庁舎・東分庁舎からのごみ排出量

本庁舎・東分庁舎から排出されるごみ（缶・びん・ペットボトル・プラスチック製包装容器を含む）の排出量を目標年度である平成32年度までに基準年度（平成26年度）比で約5%削減します。

基準年度（平成26年度）	→	目標年度（平成32年度）
201t	△10t	191t

第 13 章 環境保全啓発事業・環境教育

第 13 章 環境保全啓発事業・環境教育

1 環境保全啓発事業

(1) 環境月間

環境省では、環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする1ヶ月間を環境月間と定め、広く国民一般に環境活動への積極的な参加を普及啓発しています。本市においても、環境月間の趣旨を市民・事業所等に啓発するため、各種の事業を実施しています。平成29年度の行事は、表13-1(1)のとおりです。

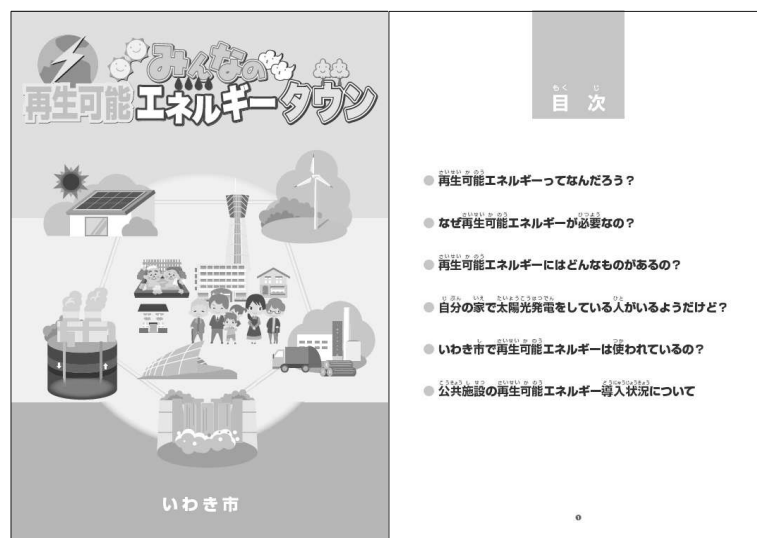
表 13-1(1) 環境月間行事内容

(平成29年度)

事業名	内 容	場 所 等
街頭啓発活動	地球温暖化、ごみ減量化、不法投棄防止などの環境保全意識高揚を図るため街頭啓発を実施	市内店舗
広報いわき	環境月間の特集ページを掲載し、環境に優しい生活を紹介しました。	広報いわき6月号
その他の広報活動	市公式フェイスブックやラジオ等により環境保全の重要性を呼びかけました。	

(2) 再生可能エネルギー啓発事業

再生可能エネルギーについて理解を深めてもらうため、小中学生を対象とした副読本「みんなの再生可能エネルギータウン」の作成や出前講座「再生可能エネルギーって何？」の開催など、次世代を担う子供達をはじめ、市民への啓発事業を実施しています。



平成29年度作成副読本

2 環境教育・普及啓発の推進

(1) 環境アドバイザー派遣

本市では、環境に配慮したまちづくりを推進するため、自然とのふれあいや野外観察、健康な暮らし、緑化、省エネルギーや省資源の方法など、市民の皆様が自発的な環境保全活動に取り組むに当たって、参考となる知識を提供する「環境アドバイザー」を市内各地へ派遣しています。

表 13-2(1)-1 環境アドバイザー派遣実績

年度	受講者数(人)	派遣回数(回)	派遣人数(人)
平成 24 年度	1,016	24	30
平成 25 年度	1,679	53	56
平成 26 年度	1,987	53	79
平成 27 年度	878	22	28
平成 28 年度	945	18	25
平成 29 年度	824	13	21

～環境アドバイザーの派遣申請等について～

市民の皆様が市内において、参加者 10 人以上の環境に関する講演会、講習会、自然観察会などを主催する場合、講師として「環境アドバイザー」を派遣しています。派遣を希望される方は開催予定日の 30 日前までに環境企画課までお申込みください。

また、本市では、「環境アドバイザー」として新たに登録していただける方についても随時募集しておりますので、登録を希望される方は環境企画課までお問合わせください。

【お申込みにあたって】

- ▼ 講師の謝礼・交通費は予算の範囲内で市が負担しますが、会場・資料など開催に必要な準備は主催者にてご用意ください。
- ▼ 講演内容等の具体的な事項は、主催者とアドバイザーにて協議してください。
- ▼ 政治、宗教、営利を目的とした講演会等への派遣はいたしません。

表 13-2(1)-2 環境アドバイザー派遣内容一覧

(平成30年10月31日現在)

分類	講演内容		講師氏名
自然環境	自然観察会・自然体験活動指導等	小中学校での総合学習の支援・指導	草野 秀雄
		環境学習の支援・指導	
		公民館等での自然に親しみ自然とふれあう活動	
		自然観察を通して環境を考える	津崎 順
		里山の自然とヒトとの関わり	根本 輝男
		自然環境学習	
		ネイチャーゲーム指導	古川 眞智子
		自然観察会、木工クラフト、ペーパークラフト	鈴木 晴美
		天体観察及び天体観測の解説及び指導	桂 伸夫
		天体観測を通じた自然環境保全への啓発	佐藤 烈
	身近な自然の体験を通して、生き物の生態や生き物同士の関わり、更に人間の生活との繋がり、ひいては地球環境の諸問題を考え、学ぶ。		
	「人間の生活と自然環境のかかわり」に関する野外体験活動及びその支援		
	水質調査	水生生物による水質調査指導	大谷 善浩
		川・海の水質調査指導	平川 英人
	環境教育	農業廃水路の環境教育	平川 英人
風力推進車			
自然環境保全	知れば知るほど興味が湧く生物多様を考える	山本 廣	
	体と心で考える自然の恵み	鈴木 信一	
	自然環境全般		
生活環境	水環境保全	水環境と生活との係わり	橋本 孝一
		雨水の利活用	
	生活環境	石けん、重曹、クエン酸、酸素系漂白剤を使った掃除・洗濯、合成洗剤との違い、安全性、環境保全等について	佐藤 君枝
		小学生向けに上ぐつ洗い、ブラックライトで蛍光増白剤の実験	
	環境保全	環境保全の重要性を考える	山本 廣
		廃棄物と3R	鈴木 一
		生ごみ堆肥化方法のいろいろ(密閉容器、密閉式ビニール袋、段ボール箱、発泡スチロール箱等の方法を組み合わせ、庭・畑・プランターで利用)	先崎 久美子 武田 憲子
家庭でできる生ごみの減量と有効利用(生ごみ堆肥化方法、EMIぼかし法、段ボール箱・ト口箱利用等)		先崎 久美子 武田 憲子	
都市環境	省エネルギー・再生可能エネルギー	省エネ出前授業	鈴木 一
		節電・節水と省エネ診断事例	
広域環境	地球環境	地球温暖化問題と省エネルギー	鈴木 一
		人間社会による地球環境への影響について	小林 健四郎

(2) 出前講座等

環境問題や公害防止に関して必要な知識の普及・啓発を図るため、市役所出前講座などに市職員を講師として派遣しています。平成29年度の実施状況は、表13-2(2)のとおりです。

表13-2(2) 出前講座等への講師派遣実績

(平成29年度)

事業名	目的	開催場所	参加者 合計人数
再生可能エネルギーって何？	「再生可能エネルギーとは何か」「なぜ再生可能エネルギーが必要なのか」について学習します。	いわき市立川部 中学校 ほか 2か所	151人
地球温暖化について考えよう	地球規模の深刻な問題である地球温暖化について、その仕組みや生活に対する影響などを学習する。	いわき市立 四倉小学校	57人
川の生き物観察会	川に生息する生き物を調べ、その種類や数を確認しながら、川の汚れや、汚さないためにできることを考える。	夏井川 (ときわ児童クラブ)	20人
いわき市の環境 “環境監視って何？”	大気、水質、騒音などの測定結果から、いわき市の環境の現状と環境保全への取り組みについて説明する。	環境監視センター (いわき市立湯本 第二小学校)	29人

(3) せせらぎスクール

福島県では、例年、身近な水辺環境を見直し、水質保全への関心を一層高めるために、「水生生物による水質調査」の参加団体を『せせらぎスクール』として募集しています。

東日本大震災及び原子力発電所事故により中断していた時期がありましたが、平成26年度より募集を再開しています。

なお、本事業の概要は、次のとおりです。

- ① 対象 小・中学生、高校生、市民団体等
- ② 実施時期 4月～9月末
- ③ 活動内容 川底から採取した水生生物について、定められている30種類の指標生物に照らし、その種類と数により水質を判定します。
- ④ 教材の提供 参加団体には、福島県から調査に必要な教材を提供されます。

(4) こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、将来を担う子どもたちが主体的に行う環境保全活動や環境学習を支援するクラブです。

なお、本事業の概要及び平成29年度の登録状況は、次のとおりです。

- ① 対象 幼児、小・中学生、高校生
- ② 実施時期 通年

- ③ クラブの設立方法 1人から登録可能
こどもエコクラブ全国事務局への登録手続き
サポーター（活動を補助する大人（連絡係））が1人以上
- ④ 教材の提供 活動のヒントとなる情報などが記載されたニュースレターや、指導者向けプログラム等の支援ツールが提供されます。

表 13-2(4) こどもエコクラブ登録状況

クラブ名	クラブ人数
いわき市立藤間中学校 JRC 部	メンバー38人、サポーター2人

(5) 星空観察会

星空観察会（スターウォッチング）は、星空の観察という身近な方法を通して大気環境保全についての意識高揚を図ることを目的に、毎年2回（夏期及び冬期）、いわき天文同好会との共催により実施している事業です。

平成29年度の実施状況は、表13-2(5)のとおりです。

表 13-2(5) 星空観察会実施状況

場 所	参加者数
いわき市立高久公民館	81人(夏:23人、冬:58人)

(6) 緑のカーテンコンクール

本市では、地球温暖化対策の一環として、ツル性の植物を建物の壁や窓の外側に覆わせ、日よけ効果や夏季の節電効果がある「緑のカーテン」の普及を図ることを目的に、緑のカーテンコンクールを開催しています。

家庭、店舗・事業所、学校の3つの部門で出来栄を競い、優れた取組を表彰し、緑のカーテンの取組として広く紹介しています。

本事業は平成25年度から開催しており、平成29年度は33件の応募がありました。



平成29年度 大賞作品 社団医療法人呉羽会 呉羽総合病院

(7) いわき子ども環境賞コンクール

本市では、子供達の環境保全に対する理解を深め、また、意識高揚を図ることを目的とし、市内の小中学生を対象とした環境保全をテーマとする標語を夏休みの課題として募集し、その作品を表彰・発表するもので、「いわき地域環境科学会」との共催により行っています。平成29年度の実施状況及び受賞作品は、表13-2(7)-1、2のとおりです。

表13-2(7)-1 第14回「いわき子ども環境賞」コンクール実施状況

応募作品数	応募者数	応募学校数	受賞者数
429 作品	236 名	合計8校 (小学校7校、中学校1校)	最優秀賞2、優秀賞6、佳作10 計18件

表13-2(7)-2 第14回「いわき子ども環境賞」コンクール受賞作品一覧

	受賞作品	
最優秀賞	よみがえれ あの日の砂浜 みんなの海	<small>わたなべ あいる</small> 宮小 渡部 愛瑠
	なくさない いわきの宝 緑の美	<small>にいつま けいすけ</small> 藤間中 新妻 慧祐
優秀賞	ピカピカね ごみをひろった そのえがお	<small>くどう</small> 中央台東小 工藤 そら
	青い海 美しいふるさと いわき市	<small>あきもと あやと</small> 中央台東小 秋本 彩人
	コツコツと 日々の意識が エコライフ	<small>さとう はるな</small> 藤原小 佐藤 桜心
	私たち 未来を守る 環境戦士	<small>はこぎき はな</small> 藤間中 箱崎 葉南
	青い地球(ほし) 一人ひとりが 守り神	<small>やまのべ みのり</small> 藤間中 山野辺 美莉
	守ろうよ 子孫へ受け継ぐ 地球の自然	<small>なかむら ひなた</small> 藤間中 中村 陽歌
佳作	いねのなか とんでく ホタル ぼく見たい	<small>ねもと かずひろ</small> 大浦小 根本 和拓
	あきカンのゆくえで かわる 地球の未来	<small>さいとう ことね</small> 大浦小 齋藤 琴音
	しょうエネは 未来をつくる おてつだい	<small>しが はやと</small> 宮小 志賀 勇斗
	<small>こみ</small> 「護美」箱と書いて やさしさ 広げよう	<small>ふじい しゅう</small> 平第五小 藤井 柊羽
	考えよう 資源かゴミか 君次第	<small>ながしま ゆうき</small> 中央台東小 長島 有輝
	環境に 優しい暮らし 身につけよう	<small>たなか しほ</small> 藤間中 田仲 志帆
	拾ってよ 見ているはずだよ 君の目は	藤間中 氏名未公表
	守ろうよ 地球の未来と 大事な資源	<small>ばば あやね</small> 藤間中 馬場 綾音
	温暖化 君の手一つで 変えられる	<small>まつもと ひかる</small> 藤間中 松本 光
ひと工夫 僕らの地球を きっと救う!	<small>すずき れいな</small> 藤間中 鈴木 伶菜	

(敬称略)

(8) 野生生物生息生育状況調査（いわき市生き物調査）

本市では、生物多様性に関する理解や自然環境保全意識の向上を図るとともに、市内の野生生物の生息・生育状況を把握し、各種環境施策へ活用することを目的に、平成28年度より、市民参加型の生き物調査を行っています。

また、日ごろ、自然に触れる機会の少ない大人や小学生を対象として、自然観察に必要な知識を学んでもらい、実際の生き物調査に活かしてもらうため、親子自然探訪会を開催しています。

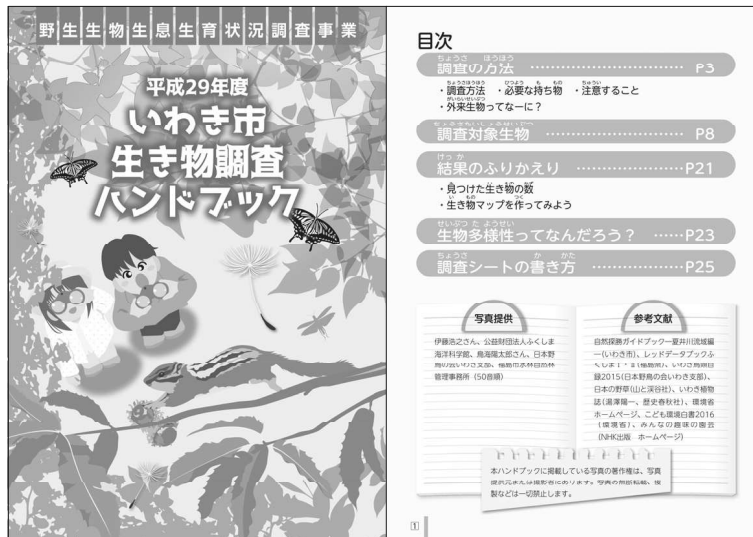
なお、平成29年度の実施状況は、次のとおりです。

表 13-2(8)-1 生き物調査実施状況

調査期間	調査対象種
7月1日～10月31日	16種類(ツユクサ、オオバコ、ススキの仲間、ナルトサワギク、ハマエンドウ、キキョウ、コシダ、アメリカザリガニ、ウチダザリガニ、モンシロチョウ、アゲハの仲間、オオムラサキ、カモ、サンショウウオの仲間、イトヨ、リス)

表 13-2(8)-2 親子自然探訪会実施状況

場 所	参加者数
いわき市フラワーセンター	28人(夏:14人、秋:14人)



平成29年度作成生き物調査ハンドブック

第 14 章 環 境 審 議 会

第 14 章 環 境 審 議 会

1 設置状況

近年の環境保全に関する行政需要の高まりを受け、従来の公害対策中心の取り組みから自然環境や広域環境など、環境全般にわたる取り組みの強化を図るため、いわき市の環境の保全に関する基本的な事項等を調査・審議することを目的に、平成7年7月、従来の公害対策審議会を改組し、「いわき市環境基本条例（平成9年いわき市条例第4号）」に基づく常設の市長の附属機関として、いわき市環境審議会を設置しています。

① 所掌事務

- 環境基本計画に関すること
- 環境の保全に関する基本的な事項

② 委員構成

学識経験を有する者、各種団体の代表者または関係行政機関の職員など 20 人以内で構成（平成 11 年 10 月の任期終了に伴う改選時より 2 名を公募により委嘱）

③ 委員の任期

2 年（第 12 期委嘱期間：平成 29 年 11 月 1 日～平成 31 年 10 月 31 日）

2 開催状況

平成 29 年度の開催状況は、次のとおりです。

年月日	内 容
平成 29 年 12 月 1 日	いわき市環境審議会及びいわき市環境基本計画について いわき市環境基本計画(第二次)一部改定版 平成 28 年度 年次報告について
平成 30 年 3 月 15 日	再生可能エネルギー利用の推進に係る指標について

特 集 いわき市の放射線対策

特 集 いわき市の放射線対策

1 はじめに

本市では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により拡散した放射性物質を原因とする市民生活への影響を防ぎ市民の不安を払拭するため、市内全域のきめ細やかな放射線量の測定（モニタリング）を平成 23 年度から開始し、現在も継続して実施しています。

さらに、平成 23 年度から、保育施設や教育施設、公園等の子どもの生活環境をはじめ、住宅等の除染を実施するとともに、市除染実施計画に基づき市内の本格的な除染を実施し、平成 29 年 11 月末までに、計画に対する除染の進捗率が 100%になりました。

2 いわき市内の放射線量の測定結果

本市では、市民の不安を払拭するため、平成 23 年度から市内 2,000 か所以上の放射線量の測定を年 2 回行い、その結果をいわき市放射線量マップで公表しています。

市内各地区の放射線量の測定結果については、表 特-2のとおりとなっており、除染の実施や放射性物質の自然減及び気象条件等による減（ウェザリング効果）により、全体的に減少しています。

表 特-2 市内各地区の平均空間線量率

地 区	平均空間線量率(μSv/h)		低減率
	当初測定結果 (H24.1~H24.3)	最新測定結果 (H29.10~H30.3)	
市 全 体	0.18	0.09	50.0%
平	0.20	0.09	55.0%
小 名 浜	0.15	0.08	46.7%
勿 来	0.14	0.07	50.0%
常 磐	0.16	0.08	50.0%
内 郷	0.18	0.08	55.6%
四 倉	0.23	0.10	56.5%
遠 野	0.15	0.08	46.7%
小 川	0.17	0.10	41.2%
好 間	0.17	0.09	47.1%
三 和	0.16	0.09	43.8%
田 人	0.15	0.08	46.7%
川 前	0.33	0.12	63.6%
久之浜・大久	0.35	0.11	68.6%

3 除染の実施状況

(1) 除染とは

除染とは、放射線量をモニタリングし、生活する空間において受ける放射線の量を減らすために、放射性物質を取り除いたり、土で覆ったりすることです。

本市では、除染の実施について、次のとおり市除染実施計画に定めています。

いわき市除染実施計画

- ①除染の目標 追加被ばく線量を、長期的には年間1ミリシーベルト(毎時 0.23 マイクロシーベルト)未満とすること
- ②除染の優先順位 子どもの生活環境を最優先とし、住宅等の生活空間、商業施設・事業所等
- ③実施期間 平成23年度から平成29年11月末まで

(2) 除染の進捗状況

本市の除染については、放射線量の比較的高い北部4地区（川前、久之浜・大久、小川、四倉）から着手し、平成29年11月末までに計画に対する進捗率が100%になりました。

その詳細は、次の表 特-3のとおりです。

表 特-3 除染の進捗状況(平成30年3月末現在)

区分	地区	計画数	進捗数			進捗率
			除染実施	モニタリングにて終了	合計	
住 宅	平	19,559	938	18,621	19,559	100.0%
	小名浜	5,820	19	5,801	5,820	100.0%
	勿来	4,330	8	4,322	4,330	100.0%
	常磐	5,030	0	5,030	5,030	100.0%
	内郷	3,025	10	3,015	3,025	100.0%
	四倉	3,972	3,199	773	3,972	100.0%
	遠野	788	5	783	788	100.0%
	小川	2,375	1,272	1,103	2,375	100.0%
	好間	693	20	673	693	100.0%
	三和	909	54	855	909	100.0%
	田人	457	18	439	457	100.0%
	川前	527	411	116	527	100.0%
	久之浜・大久	1,577	1,537	40	1,577	100.0%
	合計	49,062	7,491	41,571	49,062	100.0%
事業所	市内全域	1,840	23	1,817	1,840	100.0%
幼稚園・保育所	市内全域	117	104	13	117	100.0%
小・中学校	市内全域	122	117	5	122	100.0%
公園	市内全域	462	143	319	462	100.0%
その他の公共施設	市内全域	28	28	0	28	100.0%
道路	市内全域	4,115.8	201.6	3,914.2	4,115.8	100.0%

(単位:住宅は「軒」、道路は「km」、その他は「施設数」)